

普通預金規定（決済用普通預金を含む）

1.（取扱店の範囲）

普通預金および決済用普通預金（以下「この預金」といいます。）は、取扱店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、取扱店以外での払戻しは、あらかじめ取扱店で、印鑑登録手続きが完了しているものにかぎります。

2.（受入証券類の決済、不渡り）

- （1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。
- （3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

3.（預金の払戻し）

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の電子装置に押印して、この通帳とともに提出してください。
ただし、当金庫が「個人キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」・「法人用キャッシュカード（普通預金）規定」に定める方法により本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、同規定の定めによるものとします。
- （2）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- （3）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- （4）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、いずれを支払うかは当金庫の任意とします。

4.（利 息）

（1）普通預金の場合

普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

（2）決済用普通預金の場合

決済用普通預金には利息をつけません。

5.（未利用口座管理手数料）

- （1）未利用口座管理手数料は、令和3年4月1日以降新規に開設された口座のうち、最後の預入れ（当該預金の利息入金を除く）または払戻し（本件未利用口座管理手数料の引落

しを除く)から2年以上、預入または払戻しがない普通預金口座(総合口座を含む)が対象となります。

- (2) この預金は、第1項に定める期間、預金者による第1項に定める取引や別途定めるご利用がない場合には未利用口座となります。
- (3) この預金が未利用口座となり、かつ残高が10,000円未満の場合には、当金庫はこの預金から、払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
- (4) この預金の口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。
- (5) 未利用口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。

6. (準用規定)

この預金は、本規定のほか「普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」を適用します。

以上

(2021年3月22日 現在)